

標準雇用契約書

(海外から採用されたヘルパーの場合)

この契約は、〇〇（以下「雇用主」という）と〇〇（以下「ヘルパー」という）との間で、〇〇日に締結され、以下の条項を有するものである。

1. この契約におけるヘルパーの出身地は、次の通りである。

2. (A) ヘルパーは、家事ヘルパーとして雇用主に雇用されるものとする。期間は、ヘルパーが香港に到着した日から**2**年間とする。

(B) ヘルパーは、同じ雇用主との雇用に関する **D.H.** 契約番号 _____ の満了日の翌日である _____ から始まる **2**年間、家事ヘルパーとして雇用されるものとする。

(C) ヘルパーは、本契約に基づく雇用を開始するために移民局長がヘルパーの香港での滞在を許可した日から **2**年間、家事ヘルパーとして雇用されるものとする。

3. ヘルパーは、以下の場所にある雇用主の住居で働き、居住するものとする。

4. (a) ヘルパーは、宿泊・家事業務予定表に基づく家事業務のみを雇用主のために行うものとする。

(b) ヘルパーは、他の者と雇用関係を結んではならず、また雇用主から他の者と雇用関係を結ぶことを要求されないものとする。

(c) 雇用主およびヘルパーは、第**4**条**(a)**および**(b)**が、本契約に基づくヘルパーの香港での就労許可時に移民局がヘルパーに課すべき滞在条件の一部を構成することをここに認める。上記滞在条件の一方または両方に違反した場合、ヘルパーおよび／または幫助者は、刑事訴追を受ける恐れがある。

5. (a) 雇用主は、ヘルパーに月額_____香港ドルの賃金を支払うものとする。賃金の額は、香港特別行政区政府が発表し、本契約の日付で有効な最低許容賃金を下回ってはならない。本雇用契約に基づき支払うべき賃金を支払わない雇用主は、刑事訴追を受ける恐れがある。

(b) 雇用主は、別紙の宿泊・家事業務予定表に従って、家具付きの適切な宿泊施設と食事をヘルパーに無償で提供するものとする。食事が提供されない場合は、月々_____香港ドルの食費がヘルパーに支払われるものとする。

(c) 雇用主は、賃金および食費の支払いに関する領収書を提供するものとする。ヘルパーは、本人の署名によりその領収書を承認するものとする。

6. ヘルパーは、雇用条例第**57**章に規定されるすべての休息日、法定休日、年次有給休暇を受ける権利を有するものとする。

7. (a) 雇用主は、ヘルパーの出身地から香港までの航空券を無料で提供し、本契約の終了または満了時には、

出身地までの帰国費用も無料で提供するものとする。

(b) 最短経路で移動した場合、出身地から香港に到着するまで、**1** 日につき **100** 香港ドルの食費と移動費がヘルパーに支給されるものとする。本契約の満了または終了に伴い、ヘルパーが出身地に戻る場合にも、同様の手当が支払われるものとする。

8. 雇用主は、ヘルパーの出身地からの出国および香港への入国に際し、以下の費用（もしあれば）を負担するものとする。

(i) 健康診断の費用

(ii) 関連領事館による認証費用

(iii) ビザ手数料

(iv) 保険料

(v) フィリピン海外雇用管理費などの管理費、または関連する政府当局が課すその他の類似の性質の料金。

(vi) その他_____

ヘルパーが上記の費用または手数料を支払った場合、雇用主は、ヘルパーからの要求および対応する領収書または支払の証拠書類の提出により、ヘルパーが支払った金額を直ちに全額返済するものとします。

9. (a) 第**2**項に定める雇用期間中に、ヘルパーが病気または負傷した場合、ヘルパーが自らの意思で個人的な目的のために香港を離れる期間を除き、雇用主はヘルパーに無料で医療を提供するものとする。無料医療には、医療相談、病院でのメンテナンス、緊急歯科治療が含まれる。ヘルパーは、登録医療従事者が提供する医療を受け入れるものとする。

(b) ヘルパーが業務上の事故または職業性疾病により負傷した場合、雇用主は従業員補償条例第**282**章に基づき補償金を支払うものとする。

(c) 医師がヘルパーはこれ以上の勤務に適さないと診断した場合、雇用主は関連条例の法規定に従って雇用を終了することができ、第**7**条に従って直ちにヘルパーを出身地に送還するための措置を講じるものとする。

10. いずれの当事者も、**1**ヶ月前に書面で通知するか、または**1**ヶ月分の賃金を通知代わりに支払うことにより、本契約を終了させることができる。

11. 第**10**条にかかわらず、雇用条例第**57**条で認められている状況では、いずれの当事者も通知なしまたは解雇通知手当により、本契約を書面で終了させることができる。

12. 本契約を終了する場合、雇用主とヘルパーの両者は、終了の日から**7**日以内に移民局長に書面で通知するものとする。また、相手方の契約解除に関する書面の写しを、移民局長に転送するものとする。

13. 現行契約満了後、両当事者が新たな契約を結ぶことに合意した場合、移民局長の香港滞在延長の事前承認がない限り、当該期間の開始前に、雇用主の費用負担で、**7**日以上の有給／無給休暇のために出身地に帰国させるものとする。

14. ヘルパーが死亡した場合、雇用主はヘルパーの遺骨および所持品を香港から出身地まで輸送する費用を負担

するものとする。

15. 次の各号に掲げる変更を除き、この契約（宿泊・家事業務予定表を含む）の期間中の条件の変更または追加については、労働委員会の事前の同意がある場合を除き、無効とする。

(a) 第 2 項の雇用期間の変更で、入国管理局長の事前承認を得て、双方合意の上で 1 ヶ月以内の延長をすること。

(b) 第 3 条に記載された雇用主の居住地が変更された場合、移民局長に書面で通知すること。ただし、ヘルパーは雇用主の新しい居住地で引き続き働き、居住するものとする。

(c) 宿泊・家事業務予定表第 7 項に規定する方法により行われる宿泊・家事業務予定表の変更。

(d) 雇用主の所有する車両であるか否かに関わらず、別紙修正の形で双方合意し、移民局長の書面による許可を得たヘルパーが、自動車の運転に関して宿泊・家事業務予定表の第 4 項を変更すること。

16. 上記の条件は、雇用条例、第 57 章、従業員補償条例、第 282 章およびその他の関連条例に基づくヘルパーの他の権利を妨げるものではない。

17. 両当事者は、ヘルパーが家事ヘルパーとしての雇用に適していることについて健康診断を受け、その診断書が雇用主に検査のために提出されたことをここに宣言する。

宿泊・家事業務予定表

1. 雇用者とヘルパーの両者は、本予定表の内容を読み同意したこと、および移民局やその他の関連政府機関が個人情報（プライバシー）条例の規定に従って本予定表に含まれる情報を収集し使用することに同意したことを確認するために署名する必要がある。

2. 雇用主の居住地および対象者の人数

A. マンション/家のおおよそのサイズ _____ 平方フィート/平方メートル*。

B. 対象となる世帯の人数を以下に記入。 _____ 大人 _____ 未成年者（5 歳以上 18 歳未満）
_____（5 歳未満） _____（出産予定の子供） _____ 常時介護を必要とする世帯の方（幼児を除く）。

（注）現在、雇用主が雇用しているヘルパーのうち、その職務を行う者の数 _____）

3. ヘルパーに提供する宿泊施設・設備について

A. ヘルパーの宿泊施設

香港の平均的なアパートの大きさは比較的小さく、独立した使用人用の部屋があることは一般的ではありませんが、雇用主はヘルパーに適切な宿泊施設と妥当なプライバシーを提供する必要があります。不適切な宿泊施設の例として、以下が挙げられます。例えば、プライバシーがほとんどない廊下のベッドでヘルパーが寝なければならない、異性の成人/10 代と部屋を共有する、など。

はい。使用人の部屋の広さの目安 _____平方フィート/ 平方メートル

いいえ ヘルパーのベッドの配置。

____人の____歳児と同室

個別に仕切られた_____平方フィート/平方メートル*のエリア

その他 記述してください

B. ヘルパーに提供される施設

(注) 通常、必要な設備が整っていない場合、入国ビザの申請は承認されません。

a)~f)の設備が無償で提供されない場合)

(a) 電気と水の供給 ある ない

(b) トイレ・入浴設備 あり ない

(c) ベッド はい いいえ

(d) 毛布または掛け布団 はい いいえ

(e) 枕 はい いいえ

(f) ワードローブ はい いいえ

(g) 冷蔵庫 はい いいえ

(h) 机 はい いいえ

(i) その他の設備 (具体的に)

4. ヘルパーは、雇用主の住居においてのみ家事を行ってください。本契約に基づきヘルパーが行う家事業務には、使用者の所有物であるか否かを問わず、いかなる目的であれ、自動車の運転は含まれません。

5. 家事には、次の各号に掲げる業務が含まれます。

家事業務の主要な部分：

1. 家事

2. 料理

3. 高齢者の介護 (常時介護・看護 必要/不要*)

4. ベビーシッター

5. チャイルド・マインディング

6. その他 (具体的に) _____

6. 窓の外側を掃除するようヘルパーに要求する場合。地上またはバルコニー (その上にあることが必要) に隣接していること。ヘルパーが作業するための合理的な安全性) または共用廊下 (「外窓 外窓クリーニング」、外窓クリーニングは、以下の条件で行われる必要があります。条件：

(i) 清掃する窓には、格子が取り付けられており、その格子は開かないように施錠されているか、または固定されていること。

(ii) 腕以外のヘルパーの身体の一部が窓の縁からはみ出さないこと。

7. 雇用主は、**2、3、5** の項目に重要な変更があった場合、雇用主とヘルパーの両者が署名した「宿泊・家事業

務の修正表」(ID 407G)を記録のため移民局長に提出し、ヘルパーと移民局長に通知しなければなりません。